

令和4年 第4回 臨時教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年4月1日（金）午後3時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第3会議室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員3名

[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事（指導主事）
- 4 欠席者 大城委員
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
教育長職務代理者の指名について
議席の指定について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>皆さんこんにちは。時間が少し早まっていますけれども、進めさせていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>これより第4回の臨時教育委員会を開催します。</p> <p>日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録指名委員に下條委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>続いて、日程第2の会期の決定ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日といたします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>まず、教育長職務代理者の指名について、会議を進めてまいります。</p> <p>教育長職務代理者の指名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び豊見城市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則第2条に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときのために、教育長があらかじめその職務を行う者を指名するものであります。任期は法律で定めがございませんので、教育長又は委員の改選があるときまでが任期となります。</p> <p>それでは、ここで事務局から補足説明をさせますので、よろしくお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは改めて教育長職務代理者について説明いたします。教育長職務代理者については、教育委員の中から選任することとなります。それに伴い、教育長が欠けた場合においてではございますが、指名された教育委員が教育長の職務を代理することとなっております。具体的には職務内容として教育委員会議の議事進行や対外的な行事になります。事務執行についても代理者の職務となります。しかしながら、教育委員は非常勤の職員でございますので日常的な事務執行を行うことが非常に困難なことも想定されております。職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合については、先ほど説明がありました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に基づき、事務局職員へ委任させることが可能でございます。豊見城市教育委員会事務決裁規程の第6条において教育長が不在のときは主管部長が代理決裁できる規定がございますので、もし仮に教育長が欠けた場合においては、この規定に</p>

	従い、代理決裁で処理したいと考えております。また、同規程の第4条において、専決できない事務についても定められております。(1) 異例又は先例となると認められるもの、(2) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの、(3) 法令解釈上疑義又は異説のあるもの、(4) 事案の内容が特に重要で、上司の指示を受ける必要があると認められるもの、以上に該当するものについては、部長では専決できず職務代理者が決裁するべきものとして考えております。補足の説明については以上になります。
教育長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明があったとおり、実際に教育長に事故があったとき、又は欠けた場合に、事務執行については職務代理者が常勤であることを鑑み、事務を滞りなく行うためには、決裁事務は担当部長が代行し、第4条各号に掲げる重要な決裁だけを職務代理者が決裁するというのでいいのではないかと思います。職務代理者の具体的な職務については、実際に職務を行うこととなった場合は調整をするということによろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、法第13条第2項に基づき、大城委員を職務代理者に指名いたしたいと思えます。大城委員につきましては、事前にその旨を説明し了解をもらっていることを申し添え、それによろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは次に、議席の指定についてであります。事務局のほうから説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、議席の指定について説明いたします。 豊見城市教育委員会会議規則第10条第1項の規定では、「委員の議席は、教育長が指定する」と定められておりますので、ご理解いただきたいと思えます。教育長、ご指定をお願いします。
教育長	それでは、議席の指定につきましては、1番委員は大城委員、2番に宮城委員、3番に下條委員、4番に備瀬委員の順序で指定いたします。よろしく願いいたします。 続いて、日程第5の議題に入ります。次の定例教育委員会の日程についてですが、事務局説明をお願いします。
教育総務課長	説明いたします。次の日程につきましては4月25日月曜日、午後1時30分から考えております。またあらかじめ、議案につきましては毎回同じく郵送させて事前に配布したいと思えますので、よろしく願いいた

	します。以上です。
教育長	ありがとうございます。 続いて、その他の連絡について事項の説明を事務局お願いします。
	(その他連絡事項 反訳なし)
教育長	ありがとうございます。市立中学校の入学式については、小学校が午前中になります。中学校が午後ということで連絡を受けております。よろしくをお願いします。 それでは、これをもちまして第4回臨時教育委員会の全日程を終了いたします。ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光

教育委員 下條 満代